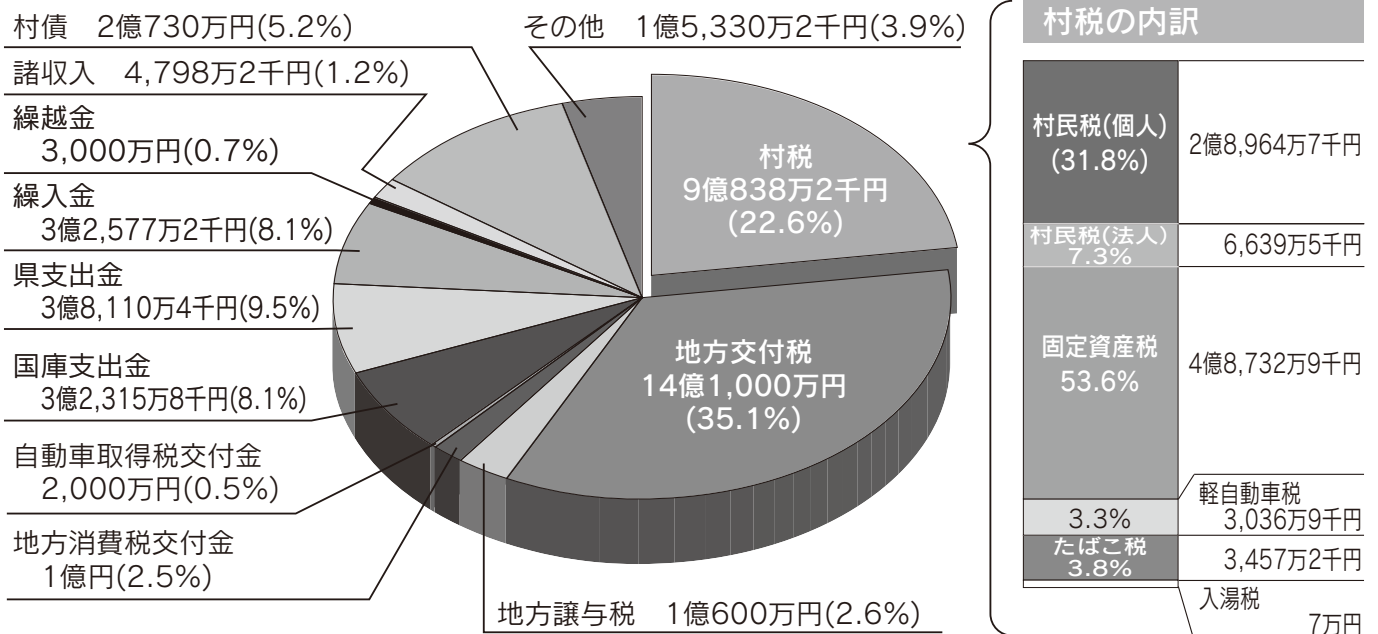


みんなで作ろう元気な昭和村

平成29年度の当初予算が、3月議会で可決されました。一般会計は40億1,300万円、前年度当初予算に比べ、3.6%の増額。特別会計は25億6,987万円です。

歳入 40億1,300万円



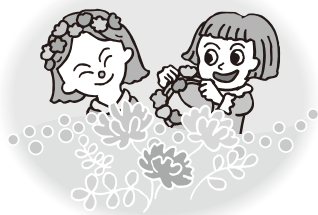
歳入の概要

歳入でもっとも大きな比率を占めるのは、地方交付税で14億1,000万円(対前年度比同額)。歳入全体の35.1%を占めています。

村税は、9億838万2千円で対前年度比1・5%の減。地方譲与税は、1億600万円で前年度同額。

繰入金は、3億2,577万2千円で対前年度比12・9%の増額

自主財源は、14億5,533万円、依存財源は25億5,766万円であり、地方交付税等の依存財源が歳入の63・7%を占めており、依存財源の比率が高い状況にあります。



歳入

用語の解説

自主財源 村が独自に確保できるお金。村税や施設使用料など。

依存財源 国や県の判断により割り当てられるお金。地方交付税のほか、村債も依存財源にあたる。

村税 皆さんからの税金で賄われるお金。昭和村では、村民税、固定資産税、たばこ税、軽自動車税等が村税になる。

地方交付税 地方公共団体が行う業務を、すべての市町村が同

じょうに行えるために、ある一定の基準で国が市町村に支給するお金。

地方譲与税 国税として徴収したものを、市町村に対して譲与するお金。

地方消費税交付金 8%の消費税のうちの1.7%分が地方消費税交付金。交付基準によりあな分して交付される。

自動車取得税交付金 自動車取得税の一部を財源として、村

道の長さや面積に応じて、県が村へ交付するお金。

県支出金 県から市町村へ、特定の事業に対して支給されるお金。

国庫支出金 国から市町村へ、特定の事業に対して支給されるお金。

繰入金 他会計や基金などから繰り入れたお金。

村債 事業を行うために村が借入れるお金。

平成29年度 当初予算



歳出の概要

総務費は、6億2,410万6千円で対前年度比0.7%減であります。ふるさと納税による返礼品の事業を行い、寄附を募ります。

民生費は、11億1,366万7千円で対前年度比0.9%の増で、子どものための教育・保育給付事業の増額が主なものになります。

農林水産業費は、7億2,782万4千円で対前年度比2%の増で、農地耕作条件改善事業の増額が主なものになります。

土木費は、3億6,295万5千円で対前年度比25.2%の増額です。道路維持工事費と橋梁維持費を増額し、橋の総点検を行います。

消防費は、1億8,094万円で、対前年度比はほぼ同額になります。今年度は、急なゲリラ豪雨に対応するため雨量監視システムを導入いたします。

教育費は、4億2,384万8千円で、対前年度比20.5%の増額になります。中学校の体育館の大規模修繕工事や、トイレ改修を行うためです。

公債費は、2億7,424万円で対前年度比4.1%の増額となります。

なお、歳出はありませんが、保育園に通う子供たちの負担金を、第3子から第2子まで無料にする事業を今年度も継続します。

40億1,300万円

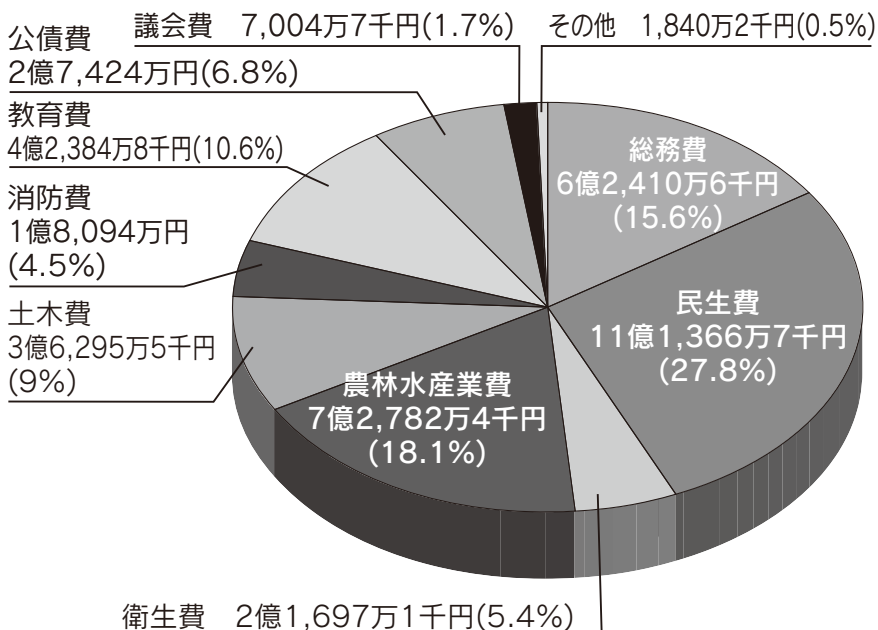
歳出

村債務残高(見込)

(単位：百万円)

	平成28年度末	平成29年度末
一般会計	2,845	2,798
簡易水道事業会計	328	304
農業集落排水事業会計	2,040	1,891
債務負担行為	96	51
合計	5,309	5,044

※利子は含みません(債務負担行為は除く)



議会費 村議会の運営の経費や議員報酬など。

総務費 おもに人件費や事務費、広報しようわの発行、選挙などのお金。

民生費 社会福祉や児童福祉(保育園の管理・運営など)、老人福祉の経費。

衛生費 病気予防の各種健診や母子保健事業の経費。毎日家庭から出るごみ処理のための経費など。

農林水産業費 農林業の振興や土地改良事業の経費。

土木費 村道・橋梁の整備や砂防工事、除雪などの費用。

消防費 消防・防災施設整備の経費(消防団の運営、消防詰所の整備など)。

教育費 学校教育(小中学校の管理費)や社会教育(講演会や各種体育大会などの開催)、給食センターの経費など。

公債費 過去に事業をするために借り入れた村債の元金・利子の返済金。

歳出

用語 の 解説

こんな事業を行います 一般会計40億1,300万円の使いみち

一般会計

緑の大地ふるさとしょうわ特産品返礼事業



ふるさと納税をしていただいた方にの特産品を送ります。インターネットを利用し、村の特産品を広く全国にアピールすることで経済の発展に寄与します。

事業費 2,457万円

道路維持補修・橋りょう維持事業

村道の維持補修のための舗装工事や橋りょうの補修点検を行います。

事業費 2億5,199万円



子育て支援助成事業



保育料を完納した村内保護者に保育料の30%を支給、2歳未満の乳児等を持つ村内保護者におむつ代等、日常生活用品の助成金を支給します。その他、第2子目以降の保育料の無料化。

事業費 1,226万円

特別会計についてお知らせします

特別会計

農業集落排水事業

貝野瀬生越、糸井三ツ谷、昭和南、永井入原地区の下水処理施設の管理と戸別浄化槽の設置および管理を行う会計です。

予算 3億1,358万円

簡易水道事業

安全な上水を確保、供給する会計です。

老朽管の更新や水源浄水施設と配水施設の維持管理を行い安定供給します。

予算 1億2,369万円

国民健康保険

村道の維持補修のための農業、自営業、退職した人などの医療給付費と、後期高齢者支援金と農業、自営業など40~60歳の人の介護給付費を負担する会計です。

予算 13億3,265万円

後期高齢者医療

75歳以上(65歳から74歳まで)の方で法令で定める程度の障害の状態にあると広域連合に申請し認定された)の方の医療を負担する会計です。

予算 7,947万円

介護保険

介護を必要とする人の介護サービスや介護予防サービスを提供する会計です。

予算 7億2,042万円



こんな事業を行います ふるさと納税活用事業

平成28年度中に5,375件(総額1億6,800万円)のふるさと納税の寄附をいただきました。そのなかから今年度は6,000万円をふるさと納税活用事業として、各種事業に活用します。

寄附をしていただく際に選んでいただいた事業別金額

・教育・文化づくりに関する事業	3,323万円
・健康・福祉づくりに関する事業	2,020万円
・自然・生活環境づくりに関する事業	1,918万円
・農業・産業振興づくりに関する事業	1,750万円
・その他、目的を達成するために村長が必要と認めた事業	7,789万円



小型除雪機の購入

ふるさと納税を活用して29年度に実施する事業

担当課	内 容	ふるさと納税(充当額)
総務課	車両購入	4,000,000
	雨量監視システム設置工事費	3,000,000
企画課	結婚の森観光トイレ整備工事	5,000,000
	昭和の秋まつり補助	2,500,000
	ウィンターフェスティバル補助	1,000,000
	河岸段丘ハーフマラソン補助	800,000
	フォトコンテスト事業(カレンダー等作成)	700,000
保健福祉課	福祉車両購入費	4,313,000
	子育て保育園施設整備等補助金	1,569,000
	第一保育園体操教室開催委託料	252,000
	小型除雪機・テーブルなど	1,355,000
	第二保育園体操教室開催委託料	252,000
	ワンタッチ式テント・物置等	1,280,000
	集団検診室用防災カーペット・カーテン	678,000
	保健センター空調設備工事費 集団検診室等	2,301,000
産業課	道の駅中庭改良工事・旬菜館改良工事	5,000,000
	道の駅管理委託料	2,400,000
	秋まつりコンニャク大鍋	850,000
	産業青年海外派遣事業	750,000
	生活環境保全林下草刈り	1,000,000
建設課	道路舗装工事	8,000,000
教育委員会	特別支援教育支援員の配置	3,900,000
	土曜教育・昭和未来塾事業	1,300,000
	南小・大河原小体育館トイレ改修	2,600,000
	小学校読書活動の充実(図書購入)	1,250,000
	昭和中心体育館トイレ改修	1,400,000
	中学校読書活動の充実(図書購入)	750,000
	生涯学習大会講師謝金	800,000
	遊具整備	1,000,000



河岸段丘ハーフマラソン



道の駅中庭改良工事など



小中学校の図書購入

新役員さんを紹介します

いよいよ平成29年度がスタートしました。このページでは、新しい区長さんや消防団・交通指導員の皆さん、役場職員・教職員の人事異動などを紹介します。(敬称略)

□永井	関正男	□瀧寺	松井賢一
□入原	堤裕順	□南内出	角田典文
□川額	竹之内直之	□上内出	山田由美子
□鎌沢	保坂光夫	□田岸	横坂稔
□中組	堤一良	□大堀	吉野道夫
□上組	見正作	□滝久保	小林高三
□中組	須城正吾	□池原	橘照夫
□下宿	須田金治	□生越	橘徳男
□入沢	諸田仲裕	□中野	吉野守
□三ツ谷	金井裕	□長者久保	関上晴夫
□北部	鈴木岩夫	□大河原	星野進二
□南部	鈴木光春	□追分	星野富士夫
□吹張	小林信保	□赤谷	山後一敬
□中宿	小野征司	□赤城一原	南雲孝
□中内出	小野妙子	□第赤城二原	唐澤秀夫
□中内出	加藤実	□第松之木一平	小島寛
□常木	篠田和浩	□第松之木二平	古澤守

区長

区長会正副会長 決まる

区長会議が4月6日に行われ、区長会長に池原区長の林照夫さんが、副会長に入原区長の堤裕順さんが選出されました。



副会長
堤 裕順さん



会長
林 照夫さん

交通指導員



隊長
高橋 良明さん

副隊長	高橋 良明
班長	鈴木 勝行
副班長	岡田 勝哉
隊員	板橋 和典
隊員	石井 雅典
隊員	保坂 貴仁
隊員	中村 佳央
隊員	加藤 幸久
隊員	治田 貴典
隊員	山田 正典
隊員	林佐志
隊員	綿貫里織

消防団



団長
諸田 光二さん

副団長	林 光二
副団長	金井 真一
副団長	角田 伸一
副団長	関上 亮介
副団長	金井 孝行
副団長	竹之内 智史
副団長	高橋 郁裕
副団長	諸田 政徳
副団長	市川 剛
副団長	加藤 大輔
副団長	鈴木 幹朗
副団長	石井 孝浩
副団長	林隆行

役場職員人事異動

(4月1日付)

議会事務局

▼事務局長 堤美德(企画課)

総務課

▼主任(課付横浜市派遣) 倉

沢圭亮(建設課)、▼主事 石

井太作(税務課)、▼主事 福

田勳(教育委員会事務局)、

▼主事 稲垣素美(昇任)

企画課

▼係長 落合邦江(保健福祉

課)、▼主任 根津久美(横浜

市より派遣)、▼主任 石井宏

幸総務課)、▼主事 山後和

浩(道の駅)

税務課

▼課長 堤重典(議会事務局)、

▼主任 星野晃彦(教育委員会

事務局)、▼主事 阿部真菜実

(総務課)

出納室

▼会計管理者 澤浦正(税務課)

保健福祉課

▼課長補佐 小野一志(税務課)、

▼主査 布施智宏(企画課)、

▼主事 江田一樹(昇任)、▼主

事補 角田理恵(新採用)、

▼保健師 生方菜々(新採用)

産業課

▼課長補佐 小林勉(保健福祉

課)、▼主事 吉野弘人(昇任)、

▼主事補 綿貫健太(新採用)

建設課

▼課長補佐 角田泰弘(昇任)、

▼主任 茂木正訓(保健福祉課、

▼主事 鈴木彰(昇任)

教育委員会事務局

▼主事 真下竜也(企画

課)、▼主事補 澤浦学

志(新採用)

第一保育園

▼保育士 林千尋(第

二保育園)、▼保育士

堀澤里菜(第二保育園)

第二保育園

▼保育士 大竹宏枝

(第一保育園)

退職者

▼会計管理者 林孝志

(出納室)、▼保育士

石井菜津美(第一保

人事交流

横浜市より参りました



企画課 根津 久美

人事交流という貴重な機会をいただき、昭和村の皆様と御一緒できることを嬉しく思います。

1年間という限られた期間ですが、業務に限らず様々なチャレンジをしたと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

フレッシュマンを紹介

新採用です!! みなさん、よろしくお願ひします。



教育委員会事務局 澤浦 学志



産業課 綿貫 健太



保健福祉課 生方 菜々



保健福祉課 角田 理恵

教職員人事異動

敬称略

()内は前任校

転入

□東小学校

教 頭 浜岡弥寿子 (大胡東小)
 教 諭 田村 理江 (新治小)
 教 諭 上原 純子 (沼田北小)
 教 諭 加藤 大禅 (群馬中央中)
 養護教諭 松井 亮子 (再任用)

□南小学校

教 諭 佐藤喜代美 (古馬牧小)
 栄養士 反町 玲子 (沼田市給食)

□大河原小学校

教 頭 佐藤多喜男 (川場中)
 教 諭 高山 悦子 (川田小)
 教 諭 萩原 真志 (富岡中)
 教 諭 田中 理香 (昭和南小)
 養護教諭 竹内 孝子 (白沢小)

□昭和中学校

教 頭 星野 文隆 (沼田中)
 教 諭 武井 修平 (沼田西中)
 教 諭 玉井美佐子 (沼田西中)
 教 諭 小林 武瑠 (大河原小)
 教 諭 鈴木 英樹 (新採用)

転出

利南東小 渡貫 文子 (東小学校)
 群大付属小 曲沢 綾乃 (/)
 古馬牧小 兵藤 綾子 (南小学校)
 川田小 金子 真人 (大河原小学校)
 高崎東部小 河原 和恵 (/)
 昭和中 小林 武瑠 (/)
 東小 松井 亮子 (/)
 利根中 登坂 一彦 (昭和中学校)
 沼田南中 星野 純一 (/)
 新治中 登坂 俊介 (/)
 白沢中 角田のぶ子 (/)
 沼田東小 植木 毅 (/)

退職

教 頭 林 加寿郎 (東小学校)
 教 諭 林 祐二 (/)
 教 諭 柳 千佳子 (/)
 栄養教諭 遠藤 絵美 (南小学校)
 養護教諭 松井 亮子 (大河原小学校)
 教 諭 高井 雪絵 (昭和中学校)

平成29年度 第1期請求分から水道料金が上がります

昨年9月の昭和村議会定例会(9月定例会)において、昭和村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例が可決されて以来、水道料金の改定について広報や回覧等で周知してきましたが、改めて平成29年度第1期(5月請求分)より新しい料金体系に変わりますことをお知らせします。

本村の水道事業は、事業開始以来30年以上の間、消費税による改定を除き水道料金を据え置いてまいりましたが、本来、料金収入で賄わなければならない維持管理費などの支出が料金収入を上回り、一般会計(税金)からの繰入れに頼らなければならない状況になっています。

また、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震など、近年次々と起きている大災害を目の当たりにし、災害に強い水道にしていくため耐震化にも取り組んでいかなければなりません。

一方で、節水型社会の進展や人口の減少により水の需要が減少し続けています。こうした厳しい状況の中、水道料金の値上げがどうしても必要となります。

安全で安心な水を安定的に供給するため、今後とも努力してまいりますので、利用者皆様のご理解、ご協力をお願いします。

なお、今回の料金改定についてのQ&Aを掲載しましたのでご参照ください。

○料金表	基本料金		超過料金(1㎡あたりの単価)	
	基本水量	料金		
旧料金	20㎡	800円	21~34㎡	35㎡~
			45円	58円

旧メーター使用料金

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
従来品	140円	240円	260円	380円	440円	920円	2,080円	3,000円



	基本料金		超過料金(1㎡あたりの単価)				
	基本水量	料金					
新料金	20㎡	1,000円	21~40㎡	41~100㎡	101~500㎡	501~3,000㎡	3,000㎡~
			80円	100円	120円	130円	140円

新メーター使用料

直読式	140円	240円	280円	380円	540円	1,060円	2,360円	3,000円
電子式	540円	660円	680円	860円	1,000円	2,000円	2,740円	3,280円

※水道使用料金(10円未満切捨て) = 基本料金 + 超過料金 + メーター使用料 + 消費税相当額

【例】口径13mm直読式メーター、2ヶ月で50㎡の水を使用した場合

旧料金	基本料金(20㎡まで)	800円	
	超過料金(21㎡~34㎡まで)	630円	(34㎡-20㎡) × 45円
	超過料金(35㎡以上)	928円	(50㎡-34㎡) × 58円
	メーター使用料(口径13mm)	140円	メーター13mmの使用料
	小計	2,498円	
	消費税(8%)	199円	
計	2,690円	10円未満は切り捨て	

新料金	基本料金(20㎡まで)	1,000円	
	超過料金(21㎡~40㎡まで)	1,600円	(40㎡-20㎡) × 80円
	超過料金(41㎡~100㎡まで)	1,000円	(50㎡-40㎡) × 100円
	メーター使用料(口径13mm)	140円	直読式メーター13mmの使用料
	小計	3,740円	
	消費税(8%)	299円	
計	4,030円	10円未満は切り捨て	

差 額 (新料金)4,030円 - (旧料金)2,690円 = 1,340円

料金改定に関するQ&A

Q. 何故、料金を改定するのか？

A. 昭和村の簡易水道事業は現在、歳入不足が大きな課題となっております。
原因の一つは料金収入です。これまでの水道料金は利用者への負担を少なくするため、給水原価121.21円/m³(※1)に対して、供給単価が60.35円/m³(※2)と、料金を抑えた設定で運営してきました。そのため歳入における料金収入の割合は決して大きくはありません。それに加え、年々減少していく給水人口に比例して、水道の使用量も減り続けており、これに伴い料金収入も減少しております。

もう一つの原因が水道施設の維持管理費の増加です。

水道施設の老朽化により、維持管理費は年々増えていく一方で、水道を維持していくための財源確保が困難になっております。

このような状況の中、今後も水を安定供給していくと共に、老朽化した施設の更新整備や耐震化を進めていくため、30年以上据え置いてきました水道料金の値上げをすることとなりました。

※1 給水原価(製造単価)：1 m³の水を作るために掛かった費用

※2 供給単価(販売価格)：水1 m³あたりの平均料金。全国平均は167.43円/m³

価格数値は平成26年度地方公営企業決算状況調査データを使用しています。

Q. 料金を改定しないとどうなりますか？

A. 毎年、赤字額が累積し、老朽化した施設の改修や耐震化などが実施できなくなるだけでなく、水道事業そのものが成り立たなくなります。

また、これ以上、料金改定を先送りすることは、将来の値上げ幅を大きくし、つけを将来に回すこととなりますので、適切ではないと考えています。

Q. 水道事業は黒字経営だったのではないの？

A. 広報等で公開されている決算状況では黒字となっておりますが、昭和村の簡易水道事業は料金収入だけでは歳入が足りないため、一般会計(税金)から支援していただき、それにより経営を保つことが出来ているのです。

つまり、税金を投入しなければ昭和村の簡易水道事業は経営を続けることが困難な状態であり、実質は赤字状態なのです。

Q. 30年以上も見直しをしなかったのは何故？

A. 料金改定については、これまで幾度か検討した事はありませんでしたが、消費税の導入による改定は実施したものの、その時々的情勢などにより根本的な料金改定は見送ってきました。

Q. 施設や水道管の更新、耐震化をしないとどうなるのですか？

A. 施設設備や管路の更新をしない状況が続くと、故障や漏水による断水が度々発生し、利用者の皆様に安定して水を供給できなくなります。

また、大地震が発生した場合の被害を少しでも減らすために、地震に強い管への更新が必要です。

Q. これまでどのような経費削減の努力をしてきたのですか？

A. 設備面では、水道施設監視システム更新、電話回線からFOMA回線にすることで通信費用を削減。また、定期的に漏水の調査及び修理を行い、漏水による水の流出防止に努めています。

料金業務の面では、水道料金と下水道料金の徴収業務を統合し、徴収業務の効率化を図ってきました。事業経費については、施設の外灯を切るなど、可能な限りの節減に努めてきましたが、経費のほとんどが施設の電気代で水を供給するための費用であり、これ以上大きく削減することは難しい状況です。

Q. 今までのように税金で賄うことはできないの？

A. 水道事業のような、市町村が経営する公益的な事業(上下水道、病院、鉄道など)は地方公営企業と言い、その運営は独立採算が原則です。

下記に記した地方公営企業法に定められているとおり、税金等で負担すべきもの(消火栓の設置や、下水道工事などによる布設替工事の費用など)以外は、その経営に係る費用は、料金収入で賄わなければなりません。ですから、歳入不足を税金で賄うことは、税金投入による赤字補填と見なされ、県などから改善するよう指導が入ります。

また、税金は本来、福祉や保育、教育、道路などの住民サービスに使用されるべきものです。水道の赤字補填に使ってしまうと、他の住民サービスへの予算が減ってしまうことになります。

このことから、水道会計の歳入不足に対する税金投入は、水道事業の健全な運営を図っていく上で決して好ましくありません。

※地方公営企業法第十七条の二

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

地方公営企業法第二一条

1 料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

Q. 昭和村の水道料金は近隣市町村と比べるとどうですか？

A. 2ヶ月で50㎡の水を使用した場合の水道料金は以下のとおりです。(※)

- 昭和村 2,690円(改定前) → 4,090円(改定後)
- 沼田市 6,240円
- 片品村 5,400円
- みなかみ町 6,040円
- 川場村 3,450円

ご覧のとおり、改定前は近隣と比較しても低価格な設定となっていました。料金改定後は4,090円と以前よりも料金が上がりますが、それでも近隣市町村より低い料金になります。

※各市町村の水道料金は、各市町村ホームページで公表中(3月末日現在)の単価より算出しております。

Q. 料金の値上げで、払えない人が増えるのではないかと？

A. 料金改定後も利用者には、公平・公正の観点からお使いいただいた水道料金については、期日までに納めるよう努力していただきます。さらに、節水に心がけ、各家庭の負担を減らす努力もお願いしたいと思っています。それでも納付していただけない方々へは、こまめな未納整理により、未納額の減少に努めます。

Q. 料金の滞納者への対応はどうなっていますか？

A. 水道料金の滞納者に対しては、定期的に各家に訪問し、滞納整理を実施、未収金の回収に努めています。再三お願いしても納めていただけない方に対しては給水を停止します。それでも納めていただけない場合は法的手段(預貯金や給与口座の差押等)を執る場合もあります。

Q. 値上げをすれば使用料が減ることが予想されるが、見込まれていますか？

A. 今回の改定により、おそらく各家庭での節水は進み、水の使用量も減ることは想定しております。それらを勘案した上での収益を算出しております。

Q. 必要に応じて見直しするとあるが、また値上げをすることがあるのか？

A. 料金の見直しは、常に値上げを前提として行われるものではありません。水道事業の経営状況、物価や経済情勢などを見ながら、設定された水道料金が適切かどうかを適宜確認し、必要であれば値上げ(又は値下げ)を行います。

昭和村も今後は他の市町村と同様に、5年位の間隔で料金の見直しをしていきたいと考えております。

Q. 今回の改定は値上げ幅が大きいが、どういう基準で決めたのか？

A. 現在の維持管理費が年間約9,000万円ほど掛かっております。対して、現在の料金収入が年間約5,600万円です。今回の改定により、この差額分を賄う計画となっております。

また、これまでの料金は大量に水を使用することを想定した価格設定ではありませんでした。水道は水の使用量が増えるほど施設への負荷も増しますので、料金改定後は使用水量が多いほど料金負担がより増える料金設定となっております。

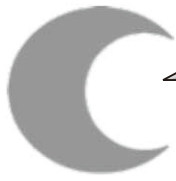
Q. 直読式メーター器と電子式メーター器ではどう違うのですか？

A. 直読式メーター器は従来のメーター器です。

電子式メーター器はデジタル式で、メーターボックス外に表示板が付いているため、ボックスを開けなくても水量の確認をすることが出来ます。既に一部の利用者で使用しておりますが、電子式メーターはバッテリーなど精密な機器を内蔵しているため、直読式メーターよりも高価になります。そのため料金改定後は電子式メーター器を設置する場合は、メーター使用料が直読式よりも高い設定となっております。

Q. 料金が上がって、村民にメリットがありますか？

A. 水道は、電気やガスなどと同じ公共サービスであり、サービスの対価として料金をいただいています。今回の値上げにより、利用者の皆様に直接還元されるものではありませんが、より一層の安心・安全でおいしい水の安定提供につなげていきます。



臨時福祉給付金 (経済対策分) について



確認
ごまー!

◎臨時福祉給付金（経済対策分）の概要

平成26年4月に実施した消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

◎支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）の支給対象者の方

平成28年1月1日において昭和村に住民登録されている方のうち、平成28年度分の村民税(均等割)が課税されていない方が対象となります。

ただし、課税されている方の扶養親族等の場合、生活保護制度の被保護者である場合などは対象外です。

◎支給額

対象者1人につき **15,000円**

※平成29年4月から平成31年9月までの
2年と半年間における食費の負担増に
相当する金額です

◎申請受付期間

平成29年5月8日(月)から平成29年10月10日(火)まで

午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

◎申請手続

対象と思われる方に、平成29年5月上旬に申請書を発送いたします。

同封の返信用封筒にて郵送するか、もしくは保健福祉課までお越しください。

また、申請書が届いた方であっても、必ずしも支給対象者になるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

◎申請窓口・お問い合わせ 昭和村役場 保健福祉課福祉係 ☎0278-24-5111

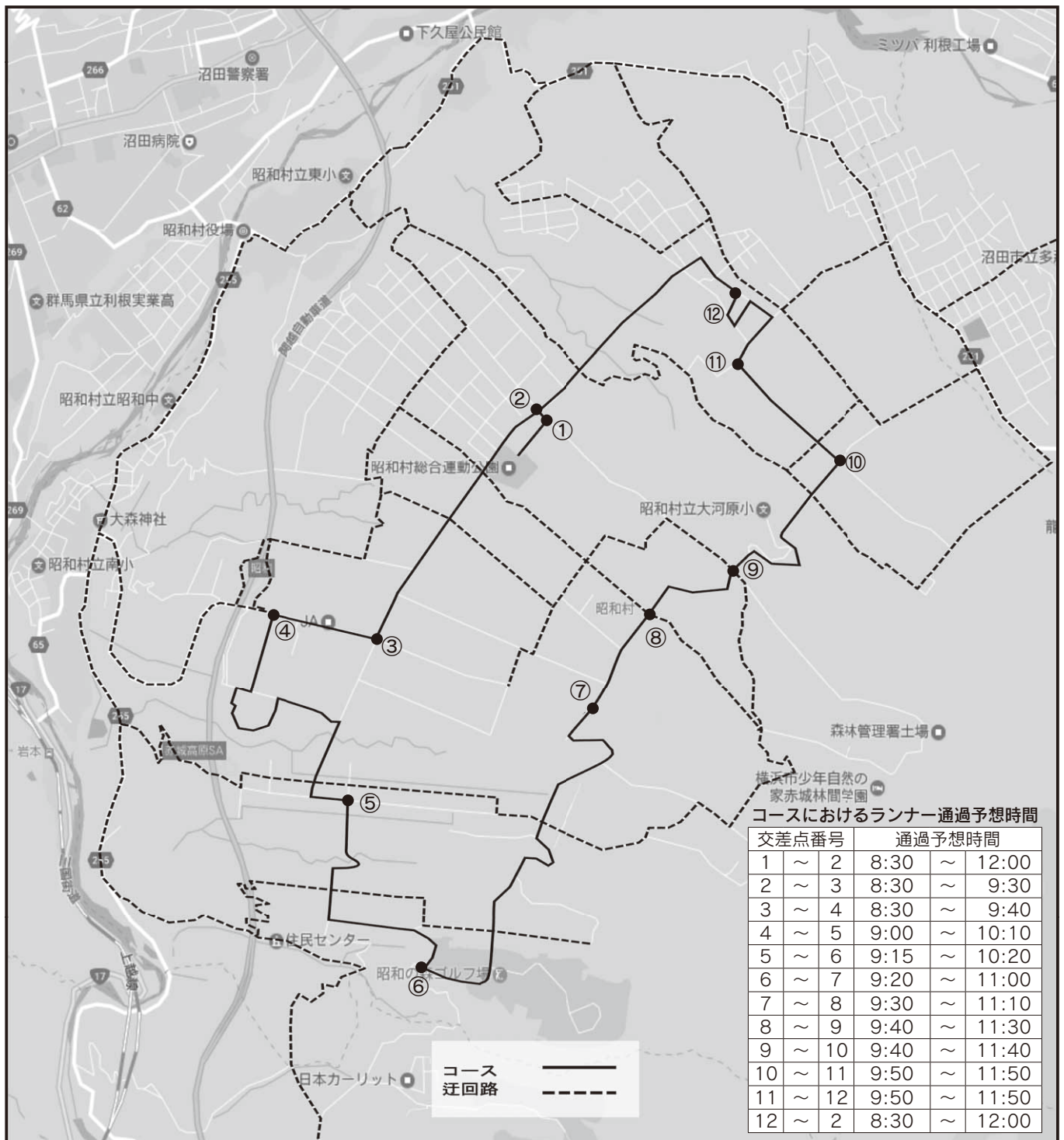
◎支給時期 平成29年6月下旬から順次支給予定です。



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、昭和村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

第3回 やさい王国昭和村河岸段丘 HALFマラソン 開催に伴う交通規制について



大会当日(平成29年5月28日(日))は上記コースにおけるランナー通過予想時間のとおり、利根沼田望郷ラインと大規模農道を中心にランナーの通過が予想されますので、大変お手数ですが、上記の地図の迂回路をご参考に迂回していただきますようお願いいたします。

なお、コースと迂回路が交差する箇所につきましては、ランナーの安全が確保された場合に限り係員の指示に従い横断していただきますようお願いいたします。

また、大会当日2週間ほど前から上記のコースを道路清掃車による清掃作業が行われますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

大会当日はご不便をお掛けしますがマラソンコースの迂回にご協力していただきますようお願いいたします。

●問合せ先：昭和村役場企画課 ☎0278-24-5111

昭和村国民健康保険からのお知らせ

8月から70歳以上75歳未満の方の 自己負担限度額が変わります！

① 現行（平成29年7月まで）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
	【現役並み所得者】 課税所得 145万円以上	44,400円
【一般】 現役並み所得者と 非課税以外の世帯	12,000円	44,400円
【低所得者Ⅱ】 住民税非課税	8,000円	24,600円
【低所得者Ⅰ】 住民税非課税かつ 所得が一定以下	8,000円	15,000円

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上75歳未満の方の限度額が、平成29年8月と平成30年8月の2回に分けて変更されます。

○1回目(29年8月から30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額が引き上げ。【一般】区分の限度額について多数該当(=<>内の金額)を設定し、1年間(8月～翌7月末)の外来の自己負担額の合計額に、年間144,000円の上限を設ける。

○2回目(30年8月から)では、【現役並み所得者】区分について細分化した上で限度額を引き上げ。

【一般】区分については外来限度額を引き上げ。

○低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場保健福祉課で申請してください。

※過去12か月以内に、限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数該当)、4回目以降は<>内の金額が適用されます。

② 1回目（平成29年8月から平成30年7月まで）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
	【現役並み所得者】 課税所得 145万円以上	57,600円
【一般】 現役並み所得者と 非課税以外の世帯	14,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 <44,400円> ※
【低所得者Ⅱ】 住民税非課税	8,000円	24,600円
【低所得者Ⅰ】 住民税非課税かつ 所得が一定以下	8,000円	15,000円

③ 2回目（平成30年8月から）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <140,100円> ※
課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <93,000円> ※	
課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円> ※	
【一般】 現役並み所得者と 非課税以外の世帯	18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円 <44,400円> ※
【低所得者Ⅱ】 住民税非課税	8,000円	24,600円
【低所得者Ⅰ】 住民税非課税かつ 所得が一定以下	8,000円	15,000円

■問い合わせ 役場保健福祉課保険係まで

平成29年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に1度改定されます。29年度の保険料率は、下表のとおりです。

○保険料の内訳(年間)

	29年度
均 等 割 額	43,600円
所 得 割 額	8.60%
賦課限度額(保険料の上限)	57万円



○保険料の計算方式

- ・年間保険料額＝均等割額(43,600円)＋所得割額※
 ※所得割額＝((被保険者本人の平成28年中の総所得金額等の合計額－33万円)×8.60%)
- ・軽減に該当する方は、軽減額を引いてください。
- ・4月以降、年度途中に加入する方は、「年間保険料額」÷12月×加入月(100円未満切捨て)で求めた金額が保険料額となります。

平成29年度の軽減措置について、決定となりました

○平成29年度相当保険料額の軽減内容

平成29年度から、均等割額5割軽減と均等割額2割軽減の“軽減該当条件”が変わりました。また、所得割額の軽減と被扶養者軽減の“軽減割合”が変わりました。

なお、均等割額9割軽減と均等割額8.5割軽減に変更はありません。

軽 減 内 容	軽減該当条件 (均等割の軽減は被保険者及び世帯主、被保険者の属する世帯のほかの被保険者の総所得金額等の合計額で判定)
均 等 割 9 割 軽 減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)
均 等 割 8.5 割 軽 減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯
均 等 割 5 割 軽 減	「基礎控除額(33万円)＋27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
均 等 割 2 割 軽 減	「基礎控除額(33万円)＋49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
所 得 割 2 割 軽 減	被保険者本人の総所得金額等の合計額－基礎控除額(33万円)が58万円以下の場合
被 扶 養 者 軽 減 (均等割7割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった方 ※所得割額は課されません。

○軽減額は

均 等 割 9 割 軽 減 額	39,240円
均 等 割 8.5 割 軽 減 額	37,060円
均 等 割 5 割 軽 減 額	21,800円
均 等 割 2 割 軽 減 額	8,720円
所 得 割 2 割 軽 減 額	所得割額×0.8(1円未満の端数は切上げ)
被 扶 養 者 軽 減 (均等割7割軽減、所得割なし)	30,520円

※被扶養者軽減に該当する方で、均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合が大きい方の軽減が適用されます。